

第1章 大学の理念・目的および学部・研究科の使命・目的・教育目標

1-1 大学の理念・目的

(1) 理念・目的、その周知と検証

今日、経済や文化のグローバル化の進行で、日本の大学は、研究においても教育においても国際基準への対応をきびしく迫られている。他方で、18才人口の急減や国立大学の法人化に伴う大学間競争の激化で、国内的にも生き残りへの道は容易ではない。つまり、今日、日本の大学、とりわけ私立大学は新たに大胆な改革を避けて通れない状況にある。そうだとすると、その改革が功を奏するのか否かの鍵はただ現状への目先の対応の巧拙にあるのではなく、改革を先導すべき理念・目的の一貫性と妥当性にもまた存しよう。大胆な改革は揺るぎない理念・目的をこそ求めるのである。120年余の伝統を有する法政大学においても、一定の理念・目的がその歴史を育んできたし、その理念・目的自身が歴史の中で鍛えられてもきた。本学の大学としての理念・目的を歴史の中で再確認し、その上で改めてその現在の姿を概観する。

a. 歴史と現状の説明

本学の理念・目的が歴史の中でどのように形成・確立されていったかを、創成期・基礎形成期・発展期・現在の順に確認し、その上でそれが現在どのように周知されているか、また、そのような努力の結果としてそれが現在、具体的にはどのような姿となって現れ出ているのかを述べる。

①理念・目的の歴史

ア. 創成期

法政大学の歴史は1880年、在野の法律家たち金丸鉄、伊藤修、薩埵正邦^{まつたけ}らが東京駿河台北甲賀町19番地に東京法学社を設立した時に始まる。この1880年は日本近代法典の先駆けである刑法と治罪法が公布された年であり、東京法学社の誕生は、自由民権運動が高揚を見せ、近代法制度の整備が開始されていた当時の日本の新気運に呼応したものであった。この設立に弱冠24歳で参画し、後には主幹（校長）も務めた薩埵正邦による「開校の趣旨」には次のように記されている（ひらがな表記と下線は引用者）。—「大にして」は「社会の構成」や「政府の組織」にかかわり、「小にして」は「各自の権利自由」にかかわる法律学の研究と学習にこそ「邦国の名誉、人民の命脈」はかかっており、「人文の開明、国運の進歩を図る」ため、「公衆共同し、大いに法律を講究し、その真諦を拡張せん」（「法律雑誌」第133号より）。法政大学は法学社として出発したが、それは法律が個の「自由」と国家社会の「進歩」とをつなぐものである限りにおいてなのであり、本学の理念・目的として今日なお掲げられている標語「自由と進歩」の淵源をここに見ることができる。

本学の理念・目的に関わることとして建学の事情のさらにもう一面に触れれば、東京法学社は設立当初から、法律を講じる「講法局」だけでなく、弁護の実務訓練を行う「代言局」を擁していた。ほぼ同時に発足した明治法律学校（明治大学の前身）や専修学校（専修大学の前身）が「学

校」だったのとは異なり、それは法技術者養成の「学社」だったのであり、個の「自由」と独立、そして国家社会の「進歩」といったことも、実務訓練を通してごく具体的に考えられていた。今日なお受け継がれている実務教育、すなわちキャリア教育の精神も、こうして本学建学の当初からのものであったと言い得る。

さて、このような「自由と進歩」の建学精神はさかのぼればフランス法の問題に至りつく。薩埵をはじめ、東京法学社の設立に関わったほとんどの者が、当時フランスから招かれ政府の法律顧問を務めていたパリ大学教授ボアソナードの門下生であった。ボアソナードは自然法の問題を日本に紹介し、民法・刑法・治罪法を起草するとともに、多くの法律家を養成したことで知られる。1881年に私立の代官社が禁じられ、東京法学社は「代官局」を閉鎖、「講法局」を独立させて東京法学校を名乗ることになるが、1883年にはその教頭にボアソナードが就任する。東京法学校は文字通りに「ボアソナードの法学校」となるのである。さらに1889年には、1886年仏学会によって設立されていた東京仏学校と合併して、和仏法律学校と改称することになる。その校長にはフランス民法典の訳者で、「権利」・「義務」・「民権」といった訳語を作った箕作麟祥が、また学監にはフランス留学から戻ったばかりの梅謙次郎が就任した。時あたかもボアソナード民法草案の採否をめぐる議会の超えた大論争が巻き起こっており、「民法出でて忠孝亡ぶ」と主張し民法に反対した集団主義・伝統主義のドイツ法派に対して、和仏法律学校は、梅らを先頭に、フランス流の個人主義・近代主義（つまり、自由と進歩）の立場から民法典支持の論陣を張ったのである。

イ．基礎形成期

しかしこうしたフランス的学風に転機をもたらすことになったのも、実はまたこの民法典論争であった。すなわちこの論争で政治的にはフランス法派は敗れるのであり（1892年民法施行延期法案可決）、法学教育においてもフランス法は急速に重みを失っていくことになる。法技術者が充満し始めたこととも相まって、学校の経営基盤が揺らぎ始めるのである。この事態からの脱却が急務となる。それを担ったのが、1899年に校長となる梅である。梅は卒業生などを対象とするリカレント教育のための「高等科」や英・独・仏の語学教育のための「随意科」を開設しただけでなく、職を持つ校外生が学校発行のテキストで独習する「講習生」制度、さらには「聴講生」制度や「優待生」制度を導入するなどし、一般社会を広く見据えた教育の多角化の改革を行っていった。改革は成果を生み、その基礎の上に1903年には専門学校令に基づく財団法人和仏法律学校法政大学への改称がなされることになる。新しい学校は昼間授業の予科と夜間授業の大学部・専門部、それに大学院に当たる高等研究科を備えており、初代総理（総長）には梅が就任した。1904年にはアジア留学生のための「速成科」も開設されている。梅の創意に発する、こうした「開かれた教育」を理念・目的とする教学改革の精神もまた、今日なお本学が依拠するものである。

その後1918年に大学令が發布され私立大学の設置が認可されたのを受けて、1920年には財団法人法政大学が発足する。今日の名称と形を持った法政大学の誕生である。当初設置されたのは法学部と経済学部であり、これに予科と専門部が加わる構成であった。1921年には麹町区富士見町4丁目（現在地）に校舎を新築して移転。1922年法学部に文学科と哲学科が加わった法文学部が生まれる。この間に、教員組織が出講講師体制から専任教員体制へと移行し、また授業形態が

法律学校時代からの夜間中心から昼間中心へと変わっていく。法政大学は総合大学としての体裁を整えていくのである。こうして、1913年から1931年に及ぶ松室致学長時代は、大正デモクラシー（1905～25年）の気運とも相まって、ソフトとハードの両面で本学の基礎が形作られた時代であった。例えばこの時期、予科および文学部では、野上豊一郎の手で、夏目漱石門下の有数の文学者・哲学者が教師として招集され衆目を集めたし、また、少し下って1930年前後からは経済学部が大内兵衛に連なるグループを教授陣として迎えて、学会に大きな影響力を持つことになった。その反面で、この時期、外的発展の負の遺産とも言えるべき財政危機問題と、野上豊一郎派と同じ漱石門下ながら反野上の森田草平派との間でのいわゆる「法政騒動」（1933～34年）が持ち上がり、大学を揺るがすこととなる。

満州事変（1931年）はすでに勃発しており、時代はすでに第二次世界大戦前夜であった。この「法政騒動」を機に弱体化した大学内にファシズム勢力が進出してくることになる。「日本ファシズムの総本山」と言われる国本社の幹部が大学中枢に座を占めるに至り、他方では、思想弾圧で、本学教員が逮捕・免職される事態も相次いだ。戦中の法政大学については、自戒をこめて、当時大学を支配したのは軍国主義であったと述べるにとどめておきたい。なお戦中の1944年には工学部の前身である法政大学航空工業専門学校が設立されている。

ウ．発展期

戦後、改めて「自由と進歩」の方向での大学再建の舵取りを行ったのは、1946年に学長に就任した野上豊一郎である。彼の下で大学の機構改革が進められ、理事会の過半数を教員理事が占めること、教授会が人事自主権を有することが定められた。1947年には法文学部が法学部、文学部に改編され、経済学部と3学部体制になる。同年7月には通信教育部を設置。1949年学校教育法により新制大学として発足。同年には大原社会科学研究科が大学に合併される。翌1950年には工学部が開設され、短期大学部が川崎校地で開校する。

この1950年には大内兵衛が総長に就任し、翌1951年には法政大学は私立学校法により財団法人から学校法人になった。そして、これを契機に本学は戦後の発展期を迎えることになる。まず同年には新制の大学院（人文科学研究科、社会科学研究科）を開設。1952年には社会学部を、さらに1959年には経営学部を設置。その間1952年には野上記念法政大学能楽研究所が設立される。こうして大内が退任する1959年までに、学生数は4倍となり、53年館、55年館、58年館が次々に竣工した。この発展期を支えた大内が指針として与えた言葉として、「独立自由な人格」を作ること（つまり、「自由」）、「空理を語らず、日本人の生活向上発展のために、たとえ一木一石でも必ず加えるような有用な人物」を作ること（つまり、「進歩」）、が残されている（大内兵衛「法政大学についての私の願い」）。その後62年館が竣工。校地そのものの拡大も積極的に進められ、1968年までに小金井校地、田町校地、府中寮校地、白馬校地を買収。また大学院の更なる充実が図られ、1964年には社会学専攻、1965年には工学研究科が設置された。1964年には計算センター（1997年に計算科学研究センター、2005年よりさらに情報メディア教育研究センターに改組）設立。

1968年には中村哲が総長に就任。1970年代の激しい学生運動の時期を経て、彼は1983年までその職に留まり学内の懸案解決に努めた。まず69年館、学生会館、体育館そして80年館が建設され学内整備が進められた。また1972年には沖縄文化研究所、1977年にはボアソナード記念現

代法研究所が設置された。ただこの時期の学内最大の問題、それは多摩校地の開設問題であった。市ヶ谷地区での教室使用が限界を超え、事態は新設学部・学科の認可申請も行えないほどのものとなっていた。1971 年以来の検討結果を受けて、1980 年に移転方針が決定され、1982 年には経済学部と社会学部が移転を決定する。1984 年に多摩校舎が竣工し、経済・社会両学部で授業が開始される。同地区内にはまた比較経済研究所が開設。他方、小金井地区には 1980 年にイオンビーム工学研究所が、また市ヶ谷地区にも 1986 年に産業情報センター（後 2004 年に、イノベーション・マネジメント研究センターに改組）が設立された。多摩移転は 18 才人口の急増期とも重なっており、これを機に 80 年代に都合 3 回、本学は新学部設置申請の準備を行ったのであるが、全学移転を目指すのか否か、教養課程教育をどう位置づけるのか、学生運動にどう対処するのか等々で学内対立が解けず、申請はその都度断念に追い込まれたのであった。

エ. 現在

このような根深い学内問題を抱えつつ本学は 1990 年代を迎える。この頃になると、国際化、環境保護、情報化、少子高齢化といった国内外の新たな諸問題が顕在化してくる。それらとも関わり生涯教育といったことが問題となり始める。1992 年に 92 年館（大学院棟）が竣工されるとともに、社会人教育を含めた昼夜開講の大学院教育が経済学ならびに経営学専攻の形で開始される。これは本学の新たな改革期の先鞭をつけるものであった。そして 1994 年には、80 年代の度重なる教学改革失敗の苦い経験を危機意識として、教職員 150 名からなる「21 世紀の法政大学」審議会が組織され、内外の諸問題への大学の新たな取り組みが集中的に討議された。そしてその結論を引き継いだ、全学部執行部からなる「教学改革本部」によって、清成忠男が総長に就任した 1996 年には、4 つの新設学部の立ち上げが、昼夜開講制の導入や教養部の廃止などとともに決定されたのである。こうして 1999 年に市ヶ谷地区に国際文化学部と人間環境学部が、また 2000 年には多摩地区に現代福祉学部、小金井地区に情報科学部がそれぞれ設立された。それと並行して 1999 年から 2000 年にかけて、多摩地区には多目的共用施設 EGG - DOME と現代福祉科学棟が、また市ヶ谷地区にはボアソナード・タワーが竣工した。小金井地区には 1994 年の南館に続いて、2000 年には西館が建設された。

この改革の機運はその後も引き継がれ、時代の新たな課題に対応する新たな学部、学科、研究科、専攻の設置が引き続き行われて今日に至っている。2001 年には経済学部国際経済学科、また大学院社会科学研究科に政策科学専攻が置かれた。2002 年には社会学部にメディア社会学科が開設、また新たに大学院人間社会研究科（福祉社会専攻、臨床心理学専攻、人間福祉専攻）および情報科学研究科（情報科学専攻）が設置された。2003 年にはキャリアデザイン学部が創設され、また文学部に心理学科、経営学部経営戦略学科と市場経営学科が置かれた。同年にはさらに、大学院社会科学研究科に環境マネジメント専攻が、また大学院の複数の専攻にまたがる国際日本学インスティテュートが設置されている。2004 年には工学部にシステムデザイン学科が、また大学院に法務研究科（ロースクール/法科大学院）とイノベーション・マネジメント研究科（ビジネス・スクール）が設置され、大学院人文科学研究科に国際文化専攻が置かれた。ハード面で言えば、同年に市ヶ谷地区に法科大学院棟が、また小金井地区にマイクロ・ナノテクノロジー研究センターが竣工している。続く 2005 年には、学部関連では、法学部の国際政治学科、経済学部の現

代ビジネス学科ならびに SSI（スポーツ・サイエンス・インスティテュート）が、また大学院関連では、システムデザイン研究科、さらに大学院経営学研究科のキャリアデザイン学専攻、大学院イノベーション・マネジメント研究科のアカウンティング専攻（アカウンティング・スクール）がそれぞれ新設された。

②理念・目的の周知

以上、建学から今日までの歴史をたどってみたが、確認されるのは、実務へと架橋され、また自ずから「開かれた教育」を志向する、「自由と進歩」の精神が、曲折を経つつも、法政大学の歩みをほぼ一貫して導いてきたということである。＜社会の進歩を担う自由な個＞、つまりは＜自立型人材＞を、社会に開かれた場となって形成すること、これが建学以来、本学が目指してきたことだと言い得よう。今日なお本学は、学生一人一人が自らにふさわしくキャリア形成を行っていけるよう、そのプロセスを後押しし、その結果として、自立的で社会の進歩に資する人材を世に送り出すことを理念・目的としている。この理念・目的については、本学の沿革ともども、本学の「ホームページ」、また法人が用意し様々な機会に主に外部で配布している大学紹介小冊子「H-Line」、さらには受験生対象の「大学案内」などで、比較的詳しい紹介を行っている。これらは学内にというよりは外部に、とくにまずは本学への入学志願者に、この理念・目的の周知を図りたいとの考えからのことであると言える。入学時に新入生に手渡される「学生生活ハンドブック」においても、本学の理念・目的を体现する歴史上の人物の紹介を行っている。各種の周年行事（2000年：創立120周年、2002年：文学部80周年）も積極的に展開し、さらに本学創設ゆかりの人物の事績を記念する講演会（2006年：薩埵正邦生誕150周年記念連続講演会）なども行っている。このように歴史に育まれ、現在も精神として息づいている本学の理念・目的の、現在におけるさらに具体的な姿を、以下では確認していきたい。

③理念・目的の現在―「自立型人材の育成」と「開かれた教育」―

ア．学問横断

今日の社会・文明の諸問題はそれ自身、新奇さ複雑さを有しており、われわれにも既成の学問の枠組みは囚われない学問横断的対応を求めている。そのような新たな対応能力を身につけることが「自立型人材」には求められる。本学のこの課題への取り組みの中で最も象徴的なのが、2年間に4つの新学部を立ち上げるという学部改革であった。本学の人的・財政的リソースも考量の上で、キー・コンセプトとしては、国際、環境、福祉、情報の4つが選ばれた。既存の学問区別に必ずしも収まりきらないこの4つの問題領域に、自らの力量でアプローチしうる人材を育成しようということで、本学は既述のように、1999年に国際文化学部と人間環境学部を、2000年には現代福祉学部と情報科学部を立ち上げた。（ア）国際文化学部は、グローバリゼーションの裏面で深刻な、異文化間で発生する文化理解の諸問題に対応可能な、語学だけではなく情報処理能力も兼ね備え文化情報を自ら発信しうる人材の育成を目指すものである。（イ）人間環境学部は、環境と調和したサステイナブルな（持続可能な）成長を担っていく、環境問題への現実感覚と、学問横断的な思考能力を兼ね備えた人材育成を目指して立ち上げられた。（ウ）現代福祉学部は、心と体の直接のケアだけではなく、心と体が住まうよき地域づくりまでも視野に入れた新たな福祉

概念「ウェル・ビーイング」（健康で幸福な暮らし）を掲げて立ち上がった。（エ）情報科学部は人間とコンピュータをテーマに、コンピュータ開発の手法を幅広く学ぶコンピュータ科学科と、CGなどデジタルメディア分野で活躍する人材育成を目指すデジタルメディア学科の2科を擁して立ち上げられている。これら4学部では教育内容だけではなく、さらに教育の手法においてもフィールドを重視し、理論と実践を横断し融合させる工夫が施されている。（ア）国際文化学部では異文化体験のスタディ・アブロードが義務づけられている。（イ）人間環境学部では全国各地に赴いてのフィールドスタディが幅広く行われている。（ウ）現代福祉学部では各種多様な実習に加えて希望者を海外福祉研修に送り出す制度を採用している。（エ）情報科学部ではプロジェクトというゼミ形式授業が1年次からあり、学生自らが問題を発見し解決を図る能力開発がなされている。これらの4学部は既に完成年度を経て、時代のキー・トレンドへの対応能力を備えた人材を、それぞれ多数世に送り出し始めている。

イ．環境

環境をキー・ワードとする文理融合型の人間環境学部を1999年に立ち上げたことは今見たところだが、この環境重視の姿勢は本学の学部改革を主導したのみではなく、今日、本学全体のアイデンティティの一部を構成するものとなっている。（ア）建学理念である「進歩」の内実を新たに糾し、「サステナビリティ（持続可能性）」の概念を得て、本学は1999年に「グリーン・ユニバーシティ」（2000年に商標登録）を目指す「環境憲章」を制定した。これは環境との調和を教育・研究の主要テーマとするだけでなく、キャンパス生活のあらゆる場面での、構成員すべてにとっての問題にしていこうというものであった。この「憲章」の具体化として、同年には環境管理の国際規格「ISO14001」を総合大学としては日本で初めて取得し、省エネや廃棄物処理、緑化といった環境マネジメントの組織立った活動を開始させた。それ以来の活動に対して、2004年には地球環境大賞の「優秀環境大学賞」を獲得している。（イ）本学はさらに、2003年からは「環境マネジメント・システム（EMS）研修講座」を実施・運営し、環境マネジメントを担う即戦力づくりも開始させている。これは「EMS審査員研修講座」と「EMS内部監査員養成講座」の二本立てで行われており、本学の学生・大学院生ばかりではなく、他大生や企業に勤める社会人も広く受講している。前者については日本適合性認定協会（JAB）に認可を求める申請を現在行っている。（ウ）そして、同じく2003年に本学は、社会人対象の夜間大学院である大学院環境マネジメント研究科を立ち上げた。これは環境問題を解決する専門知識と経験を有した実務家を養成するためのもので、環境経営や環境管理、環境会計といった企業が直面する環境問題を研究する「環境経営プログラム」、行政やNPO、NGO、市民団体などによる環境問題への取り組みを扱う「地球環境共生プログラム」、そして、とくに開発途上国への支援のあり方を中心に、国際的視点から地球環境問題への対応を考える「国際環境協力プログラム」の3プログラムから成っている。教員にも実務経験を多く配し、国際機関からの受託調査に院生を参加させるなど本格的なフィールドワークも織り込んで、本研究科では、環境の、文字通りの高度職業人教育を展開している。

ウ．キャリア形成

社会での「自立」は端的には「キャリア形成」を意味している。本学のこの間の教学改革を全

体として見ても、学生のキャリア形成支援をさらに強化する方向でそれは行われてきた。このことはまずは、今、環境マネジメント研究科で見たように、大学院教育に関して言い得る。そこでは、本学の地の利も生かし、夜間コースを開くことで、現社会人のキャリア・アップ支援が目指されているのである。(ア)これも既述のように、この方向での改革の嚆矢となったのは1992年の通称「法政ビジネス・スクール」、すなわち昼夜開講の大学院社会学研究科経営学専攻の開設であった。これは社会人大学院の国内での先駆けであり、今日までに多数のMBAを社会に送り出している。それに続いて、夜間コースを持つ修士課程が次々に生まれ、現在では工学系を除くほとんどすべての専攻にそれは及んでいる。その内、夜間だけというのが、環境マネジメント専攻とキャリアデザイン学専攻なのである。さらにやはり経営学専攻(1995年)から始まった博士課程の夜間コースも、政策科学専攻(2001年)、経済学専攻(2003年)、システムデザイン専攻(2005年)へと徐々に拡がりを増してきている。(イ)大学院でのこれら夜間教育の経験に基づき、また国の制度変更にも促されて、本学ではさらに、文字通りの高度職業人の養成を目指す専門職大学院を近年3つ設置するに至っている。2004年まず置かれたのが法務研究科(ロースクール)とイノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻である。前者は言うまでもなく司法試験準備のためのものであり、定員の3割(3年課程)は社会人や法学未修者に開かれている。また後者は国内では前例のない1年制コースで、3年以上の実務経験保有(もしくはそれと同等)を入学資格とし、経営管理もしくは情報技術での修士号が1年間で取得できるようになっている。2005年にはこれらに加えて、イノベーション・マネジメント研究科に、公認会計士試験準備のアカウンティング専攻(2年制の昼間)が設置された。(ウ)本学における、このようなキャリア形成支援の教学改革の極め付きとも言うべきものが、おそらくは2003年のキャリアデザイン学部開設であろう。従来、大学では何らかの専門知識を学ぶ中でいわば自動的に将来の職業選択がなされてきたのが、今日、職業形態や職業観の多様化で、学問と職業との結びつきが緩み、学生たちは専門の如何に拘わらず、個々にキャリアデザインをすることを余儀なくされているのである。まさにそのような状況下で必要とされるキャリアデザイン能力をそのものとして育成することを目指すのがこの学部である。キャリアデザイン学の体系化にはまだしばらく時間を要するかもしれぬが、学部としてはキャリアデザイン学部は受験生の支持も得て順調な滑り出しを見せている。

エ. 国際化

「自立型人材育成」に今日欠かせないこととして、グローバル化した世界が抱える問題に目を開かせ、グローバル化した世界での自立を求めさせる、ということがある。このことを直接狙って立ち上げられたのが言うまでもなく国際文化学部であるが、グローバリゼーションへの対応を本学では今日、さらにきめ細かく行ってきた。(ア)その点では2006年の本格立ち上げを前に2005年に試行開設されたIGIS(Institute for Global and Interdisciplinary Studies)は本学にとっては画期的な意味を持つ。IGISは英語イマージョンの手法を用いた学部を超えた国際化教育の試みであって、このプログラム用の特別入試で合格した学生は、一定の学部・学科に本籍を置き、そこでの授業を一定の範囲で受けつつ、卒業所要単位の過半はこのプログラムが用意する英語での授業でカバーしていくことになる。これはグローバル化へ対応する際に不可欠の、スキ

ルを超えた良質のコンテンツ（教養）を兼ね備えた国際人を養成するためのものである。（イ）加えて 2001 年にアメリカのカリフォルニアに本学が開設したアメリカ研究所は、今や英語教育の拠点ともなっていて、そこと本学九段校舎の IT 研究センター（2000 年に開設）とを直接結ぶ遠隔授業システムによって、日本にいながら、アメリカから配信される講義をリアルタイムで、しかも双方向スタイルで受講することが可能になっている。IGIS もその恩恵に浴することになるが、すでに 2002 年以来、カリフォルニア州立大学イーストベイ校と結ぶプレ MBA コースが社会人を対象にして開設されており、また 2003 年からは全学部生に開かれた全学共通授業（「福祉工学」）がこの枠組みで実施されている。（ウ）さらに、国際文化学部から始まったスタディ・アブロード制度もその後、様々にバリエーションを施されて経済学部、情報科学部、経営学部、そして社会学部によっても採用されて全学規模のものになってきている。今日では大学の正規授業の枠内で短期を含め在学中に留学体験をする学生数は毎年 400 名を越えている。（エ）以上の教育の場での対応と並行すべき研究の場での国際化への対応として特記すべきは 2002 年の文部科学省「21 世紀 COE プログラム」に本学の「日本発信の国際日本学の構築」が採択されたことであろう。これはグローバル化が進む現在における日本研究（日本学）の進むべき道を、国内での日本研究と国外でのそれとの間の生産的対話・突合せの可能性を探ることで、求めようとするもので、グローバルイゼーション下での日本学の学問としての「自立性」をそれは問い求めるものとなっている。

オ. IT（情報技術）

前述のように情報も教学改革のキー・ワードとされて、それに基づく情報科学部が 2000 年に設置されたのである。また今日、遠隔教育の中心施設となっている IT 研究センター（九段校舎）が置かれたのもやはり 2000 年である。「開かれた教育」などとあえて言わなくとも、どのような教育も今日、IT 抜きでは不可能であり、IT 環境の整備を大学は避けて通ることはできない。（ア）本学では 1997 年に SINET（全国学術情報ネットワーク）接続で全学 LAN（教育学術ネットワーク）を構築したが、その後、2000 年には SINET と商用プロバイダーのマルチホール接続による全学 LAN（Net2000）への置き換えを行った。それによってリアルタイムであれオンデマンドであれ、市ヶ谷・小金井・多摩 3 校地さらにはアメリカ研究所を結ぶ遠隔教育が可能になったのである。（イ）その後 2003 年に本学は、Net2000 のさらに置き換えとして、全国他大学に先駆けダークファイバー（稼動していない既設の光ファイバー）を利用した超高速・大容量全学 LAN（Net2003）の構築を行った。ここで目指されたのはただ高速化だけではなく、セキュアでシームレスでユビキタスなシステム構築であって、これによって、遠隔教育や TV 会議においても、テレビ並みに高品位な映像・音声の送受信が可能になったし、学生が自宅のパソコンから大学のパソコンにアクセスして、CAD などの応用ソフトを用いた作業するといったことも可能になっていったのである。（ウ）さらに、工学部では独自のシステム edu2003 を用いて学生のレポート管理を行っている。また、多摩情報センターが Net2003 の上に構築した tedu2004 の利用が拡張されてきており、これによって、ネット上の共有ホルダーと個人ホルダーで自由に情報交換するストレージ・サービス、動画を含め多様なメディアから情報を取り込むメディア・ラボ、大量高速で音声・映像を記録・再生するデジタル化 LL（Language Laboratory）が実現されてきている。加えて来年度には、通信のさらなる高速化、全データの暗号化をもたらす Net2006 が設置される予定である。

カ. 地域連携

「自立型人材育成」は「開かれた教育」を前提とし、また帰結ともするのであるが、地球規模での「開き」に負けず劣らず重要なのは、足元、地域での「開き」である。大学は自らの学問成果を地域社会に還元する一方で、地域の企業・行政・市民それぞれから、それらが有する社会資源の恩恵を得て、その恩恵を生かしていかなければならないのである。教育の場でのこのような地域連携を通じて、また、学生の「自立性」が養われていく。地域ということでは、社会学部が社会政策をかねてより教育の柱としてきたが、本学では近年、研究・教育上での地域との連携の試みを急速にさらに活発化させている。(ア)その代表とも言うべき、2003年に開設された地域研究センターでは、東京都台東区と中小企業支援のネットワークを結ぶなどし、既に一定の社会的成果を上げている。地域研究センターは、地域にかかわる研究と教育を促進させる一方で、大学が、受託・共同研究の形で、地域固有の環境・福祉問題、あるいは地域に根付く中小企業問題などへ直接コミットメントすることを目的として設立された。それはまずは学内で、地域の問題解決に欠かせない多種領域に属する教員たちを束ねることから始めて、今では独自サーバーを立ち上げ、地域と地域研究に関する情報発信の一大コミュニケーションネットワークの核ともなっているのである。センターの受託・共同研究の活動には学生・院生も多数参加している。(イ)また、現代福祉学部でも福祉を支える地域づくりが重要課題で、「地域」はキー・ワードの一つとなっている。地域づくりを担う人材育成は教育の柱の一つであり、そのための「地域づくり実習」では、北海道から九州まで数箇所の市町村と連携し、学生たちに地域づくりのプランニングやマネジメントを現場で実地に学ばせている。(ウ)さらに人間環境学部では、各地固有の環境問題を、当該地域の企業、自治体、NPOと連携して学生に実地に学ばせる「フィールドスタディ」を幅広く実施している。(エ)新設のキャリアデザイン学部でもインターンシップを明確に教育に位置づけ必修化し、企業のみならず、地方自治体やNPOにこの枠内で学生を送り出している。社会の現実に関直に触れさせることで、学生たちの内に、キャリア形成への主体的意識を目覚めさせようというのである。(オ)そして、地域社会というくくり方は必ずしもできないが、社会との連携ということで本学で今日ますます重要な役割を果たしているのがエクステンション・カレッジである。これは生涯教育促進のため、市民大学講座方式で1998年に開設されたもので、ビジネス・資格系講座と文化・教養系講座とをバランスよく配し、一定の評価を受けてきているが、2004年には独立採算制の会社方式を採用、社会へのより良質のサービス提供の体制固めを図っている。

キ. 社会的責任

以上、「自立型人材育成」と「開かれた教育」という本学理念の現在の姿を、主として教学改革の実例を上げて見てきたが、その理念の検証ということに関しても、本学は近年、一方では自己点検・評価、他方では外部評価という二面で成果を上げてきているので、その紹介を簡単に行っておきたい。(ア)文字通りの自己点検・評価ということでは、1992年の全学自己点検・評価委員会発足以来の活動の一つの集大成として、2001年に「法政大学自己点検・評価報告書」を完成させ、大学基準協会の相互評価も受けたのであった。その後、全学委員会は基準協会の評価にも拠りつつ、新たな点検・評価作業を続け、2001年以来のそれら作業の集大成として、目下まさに本報告書をまとめつつある。(イ)加えて自己点検ということで本学は2003年に全学FD推進委員会

を組織し、大学全体として、Faculty Development への取り組みを開始させた。2005 年からは当 FD 委員会は FD 推進センターと名称を変え、前後期年 2 回の「学生による授業評価アンケート」実施とその結果分析、および施策開発、広報を主とした活動を展開している。(ウ)このような内側での作業に加えて、本学は 2003 年 2 月にわが国の学校法人としては初めて、外部格付け機関（(株) 格付投資情報センター）に財務格付けを求め、「AA-」の評価を取得した。これは本学の財務内容を公開し外部の審査に委ねたということであり、単に高い格付けを得て資金調達コストの削減をねらったということ以上に、透明性の確保によって社会の本学に対する信頼度を向上させようと図ったものであった。(エ)さらに 2003 年 4 月には、これも全国私立大学の中では初めて、各界の識者 8 名（任期 2 年）からなる「第三者評価委員会」を発足させた。これは、文部科学省が第三者評価機関による評価の義務付けを決定する以前の、大学独自の動きであって、社会に対するアカウンタビリティ確保は待ったなしのことと判断してのことであった。同「委員会」はすでに充実した活動を開始させており、2005 年 3 月には中間報告書の提出を行っている。

b. 点検・評価、長所と問題点

以上、本学の理念・目的の過去と現在を、それらの周知や検証の問題についても触れながら概観してきた。それでは、このような理念・目的を現状に即して点検の篩にかけるとき、それらはどのように評価されてくるか、それらが有する長所と問題点とは何かを、以下で引き続いて見ていきたい。本節での点検・評価は大学全体の理念・目的から見てという概略的レベルのものであるが、以下の各章で本学の各単位が遂行していく点検・評価のいわば集約である。

①点検・評価

まず数字を一つ上げるが、それは 1998 年から 2005 年まで、年度ごとの本学の受験志願者総数の推移を表している。年度として 2 箇所、1999 年度と 2003 年度で 1 万人を超える志願者の増を見ている。これは国際文化学部と人間環境学部（1999 年）、およびキャリアデザイン学部（2003 年）の立ち上げの年度にそれぞれ対応する。特に 2003 年度の 9 万人余という志願者数は本学がそれ以前には決して得たことのない数字であった。少子化と 18 歳人口の減少が進む中でのことでもあり、この数字は注目に値するものであった。

1998 年度以降の法政大学志願者数の推移（単位：人）

1998 年度	1999 年度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
56,478	72,840	73,610	72,163	81,434	93,502	85,684	74,309

志願者数という一指標だけからではあるが、そこから言えば、こうして、本学の理念・目的、より詳しく言えば、教学改革がとりわけ指し示す本学理念の現在における展開は、様々な媒体を通じての社会への一定の周知に成功し、社会から一定の評価を受けたと言い得ようし、われわれとしてもその事実を自信を持って積極的に評価していきたいと考えている。

その際になにが積極的に評価されているのか。比較的大きな母数集団の高校生に対して最近なされたアンケート調査結果の一つから借りて言えば、本学が他大との比較で相対的に評価が高く、

274 大学中 20 位以内というランキングに入るのは、次のような諸点においてなのである（リクルートにより関東地区の高校生に対してなされた『募集ブランド力調査』〔サンプル数 12,580〕による。Cf. 『リクルート カレッジマネジメント』135 号，2005 年）。「学生生活が楽しめる」、「活気がある感じがする」、「キャンパスがきれいである」、「社会で役立つ力が身につく」、「先輩や卒業生に魅力がある」、「伝統や実績がある」、「校風や雰囲気がい」、「学習設備や環境が整備されている」、「教育方針が魅力的である」、「将来の選択肢が増える」、「学校が発展していく可能性がある」、「就職に有利である」、「国際的なセンスが身につく」。すなわち、伝統の「自由と進歩」の基本的イメージは浸透し評価されているし、国際化やキャリア形成支援といった近年の教学改革の方向付けも一定の評価を得ている。さらには教学改革にともなうキャンパス整備の努力にもよい評価が与えられている。

こうして、本学が 90 年代に入ってから以降、とくに 99 年以後、遂行してきた改革の諸原則は本学の長所として今日、社会的にも認知されてきていると言い得よう。ただし、この同じ志願者数の推移表が示すのは、2003 年をピークとして、志願者数がここ 2 年はこれまた急激に減少に転じてきているということである。この同じ数字は、理念・目的にも関わる本学の根本的な問題点をもおそらくは深く突いているのである。その問題点とはなんなのか。それをこれもまた同じ高校生へのアンケート調査結果に依拠して推量すれば、次のようなことになる。すなわち、次の諸点においては本学は他大に比して評価が低く、274 大学中 20 位以内というランキングに登場しないのである。「教育内容のレベルが高い」、「自分の興味や可能性を広げてくれる」、「資格取得に有利である」、「教養が身につく」、「専門分野を深く学べる」、「学生の面倒をよくみてくれる」、「卒業後に社会で活躍できる」。こうして、「自由」の裏側としての「放任」、「進歩」の裏側としての「拙速」の嫌いが、本学のこの間の教学改革には否定できないということなのである。改革の枠組みはかなり見事に作り上げたが、その内実となるべき教育の質、すなわち、じっくりと手間と暇をかけて学生を育てていくという教育の実践そのものが、必ずしもそれに伴っていないということかもしれないのである。以下ではここにも垣間見られる本学の現在の問題点をいくつか大きく整理してのべておきたい。

②問題点

ア．横断と掘り下げ

21 世紀の諸問題が既存の学問の壁を破っての、学問の横断的使用をわれわれに求めていることが確かだとして、それでもこれまでの学問の存在理由はなくならないし、学際も個々個別の学問の基礎の上にのみ可能となるのである。こうして、今日の文脈での既存の学問の扱いが問題になる。本学に即して言えば、新設諸学部に対し既設の諸学部をどう位置づけていくのか、あるいは、教学改革がそれら旧諸学部にも必要だとして、その改革はどのような方向と内容のものになるべきなのか、それが問われているのである。アンケートで本学が必ずしも評価されていなかった二つの項目、すなわち、「専門分野を深く学べる」、そして「教育内容のレベルが高い」ということ、つまりは、研究や教育での「横断」に対する「深さ」や「高さ」のあり方に、本学は今あらためて確かな形を与えていかなければならないのである。

イ．職業と教養

キャリア形成支援を教育の大柱とし、ゴールに高度職業人の育成を設定するとき、教養教育はかりにその職業教育中に存在を認められ、不可欠とさえ主張されても、単なるツール教育の形を取ってしまう場合が多い。しかし、教養は本来何らかの外的目的に従属する道具ではなく、むしろそれ自身のためにこそ求められなければならないものであろう。教養は特定の目的を持たず、速成もされない。そして、自分自身の隠れた、思いもかけない可能性が見出されるといったことも、こうしたそれ自身、一見無用な教養教育の中でこそ起こりうるのである。この意味で教養教育はもしかすると、本来、究極のキャリア教育であるのかもしれない。キャリア教育を前面に押し出す本学のこの間の教学改革が、教養教育のこの良さをいささか軽んじてきたことは、おそらく否めないのである。少なくとも、キャリア教育と教養教育とを小さくではなく、むしろ大きく取り結んでいく努力が本学には求められよう。アンケート項目の中でやはり高い評価が得られなかった、「教養が身につく」や「自分の興味や可能性を広げてくれる」といったことにも、本学はやはり対応を迫られているのである。

ウ．外と内

「開かれた教育」は国際化にしろ、地域連携にしろ、ハードとソフトの両面で教育の体制をキャンパス外につなぎ、キャンパス外に適用させようと導く。これは今日の国内外の状況から避けられないことであり、大学が人的・財政的リソースの多くをこのことに割くこともおそらく致し方ないことである。ただその「開かれた教育」がキャンパス内の問題の軽視を招くとすればそれはやはり望ましくないことである。本学は84年の経済・社会両学部が多摩校地移転以来、市ヶ谷・小金井・多摩の3校地体制で教育活動を行ってきており、3校地の調和的で同時の発展を目指してきた。しかし、「開かれた教育」の展開は、学内的には、種々のリソースの市ヶ谷校地への集中をますます促しているように見えるし、国際連携や地域連携の促進を論じるほどには、3校地連携の問題は論じられていないのである。遠隔授業が3校地やさらにはアメリカ研究所といった海外拠点さえ同時に結んでいる今日も、多摩校地へのアクセス問題は依然として残されている。

「開かれた教育」のさらなる展開のためにも、このようなアンバランスは許されず、本学は3校地問題への新たな積極対応を迫られていると言い得よう。これは大学の理念・目的の周知ということでもあるいは言うことであって、外部とくに受験生へは精力的な情宣が行われていても、内部すなわち在校生に理念や目的をさらに共有してもらい、大学への帰属意識を高めてもらう努力が十分になされているとは言い得ないのである。

エ．集権と分権

大学が直面している、おそらく未曾有の難関に対処するためには、一方で社会に対する大学のアカウンタビリティ・透明性を高め、他方で学内の意思決定の迅速化・簡素化を図るということ、すなわち、ユニバーシティ・ガバナンスの確立は、今日、避けて通れないことである。本学でも実質的に理事会の役割強化を図ることで、ガバナンスの確立が図られてきた。この間の教学改革の成功も、点検・評価の様々な枠組みの構築も、ガバナンスの中心としての理事会の役割抜きには考えられないものである。しかし、一応の枠組みづくりに成功した今、それらに真に内実を伴

わせることが問題となってきた。そしてその際には、教員や職員サイドからの積極的で主体的な働きかけが不可欠となるのである。権限と自己責任を明確にした上で、教学サイドを構成する学部長会議および各教授会の機能の多様化や効率化を図ること、職員組織にも同じような多様化や効率化をもたらすこと、これが本学のガバナンスのさらなる確立にはぜひとも必要なこととなるであろう。

c. 将来の改善・改革に向けての展望

以上列記してきたような本学の諸問題—学部新設を柱とする改革達成後の諸問題—については、理事会の諮問機関である「将来構想委員会」が、今から 3 年余前に提言文書「法政大学将来構想—エクセレンスの構築に向けて—」を発表して、それらを扱っていく方向性やそうしつつの当面の到達目標をかなり具体的に提案していたのであった。今それに立ち戻り、そこで提案されたことがこれまでにどれほど実現されているかを確認してみたい。そしてその確認にいわば外挿法を適用することで、そこで示されていた到達目標のさらなる達成に向けての、本学の今後の歩みを展望してみたい。本節での将来展望は大学全体の理念・目的から見てという概略的レベルのものではあるが、以下の各章で本学の各単位が遂行していく将来展望のいわば集約である。

「法政大学将来構想—エクセレンスの構築に向けて—」では概ね以下のように論じられていた。

I 理念

II ヴィジョン—Advanced Multiversity

1. グローバル・エクセレンスの確立—グローバルな先端的研究拠点・知的クラスターのコア
2. 大学の個性化—グリーン・環境と文理融合型大学
3. 開かれた大学

III 目標—4 本の柱—

1. 研究型大学院（研究の COE）
2. 専門職大学院
3. 学部教育のクオリティの向上（教育の COE）
4. 生涯教育の重視

IV 目標に向けた対応

1. 国際的展望
2. 多機能・多様化対応組織の構築
3. 財政基盤の強化・安定
4. 外部評価・学生評価

まず「I 理念」では、大学院教育に関して、高度職業人だけではなく、とくに研究型大学院としての充実を図り、「創造的な世界的研究拠点」となることがのべられていた。その具体像はさらに「II-1 グローバル・エクセレンスの確立—グローバルな先端的研究拠点・知的クラスターのコ

ア」で「工学分野での先端技術拠点」として示されていた。このうち、高度職業人育成は、専門職大学院が、ほぼ「III-2 専門職大学院」で語られていた形で次々に立ち上がり、すでに緒に就いていると言えるが、「世界的研究拠点」ということでは、文学部を中心とする「日本発信の国際日本学の構築」が文部科学省の 21 世紀 COE に採択された以外には、目に見える成果は上がっていない。とくに工学系の「世界的研究拠点」作りについては、工学部で目下学部改組をふくむ大きな教学改革が議論途中であり、もうしばらくの時間を要することになる。

「II-2 大学の個性化—グリーン・環境と文理融合型大学」では、「人間環境学部」での文理融合の研究・教育体制をコアとして、それを、生命倫理やビジネス・エシクスなどをも巻き込む全学的規模のものに拡大する構想が語られていた。この構想は既存の複数学部・学科が参加するインスティテュート方式を大活用することを前提としているが、この点では、国際日本学インスティテュートに続いて、IGIS(Institute for Global and Interdisciplinary Studies)、SSI(Sports Science Institute)が立ち上がっており、それがさらに拡大適用されていく機は熟しつつあると言い得る。そう遠くない将来にこの構想の実現が期待される。

「II-3. 開かれた大学」では生涯教育や社会人再教育、さらには地域や産業との連携が謳われていたが、これについてはすでに現在、ほぼ構想通りの展開が図られていると言い得よう。ただ、このような外への拡がりを今後は底固めし、底上げしていくことが求められよう。

また「III-1. 研究型大学院（研究の COE）」では今のべたように、残念ながら、「日本発信の国際日本学の構築」に続く COE 採択は本学ではなされず、それにつながる国際日本学インスティテュート以外の研究型大学院もその後誕生していない。上で触れた文理融合型の大学院インスティテュートが、近々国際拠点の名にふさわしい形で立ち上がることを期待したい。

「III-3. 学部教育のクオリティの向上（教育の COE）」については、いまのところ、本学では「教育の COE」（現在では「特色 GP」）に不採択が続いており、その結果にも押されて始まった FD の効果が各学部教育に近々表れ出てくることを期待している状態である。上記「b②問題点」で触れた 5 点のうち 2 点（（ア）、（イ））はまさに学部教育の質に関わるものであって、この問題は将来展望の対象と言うより、焦眉の急の課題と言うべきであろう。

「III-4 生涯教育」においては、エクステンション・カレッジの充実と通信教育の衣替え（たとえば IT 化）がのべられていた。そのうち、エクステンション・カレッジは着実な発展を続け受講者数を増やしているし、他方、通信教育でも、2004 年から IT 利用の試験や受講登録、さらには、双方向でオンデマンドのメディア授業が一部で開始されている。質的にも量的にも両者のさらなる充実を期待する。

「IV-1. 国際的展望」においては研究・教育両面での交流の飛躍的発展の必要性が説かれ、将来展望が語られていた。しかし、ここではこれまでの成果は展望された内容の域に達するものとはなっていない。ただ現在、法人が教育・研究両面での国際化推進の具体策をプロジェクト・チームを形成して検討中であり、そこでの検討結果次第では近い将来に事態が大きく前進することも期待されよう。

「IV-2 多機能・多様化対応組織の構築」ではユニバーシティ・ガバナンスの確立が訴えられ、研究・教育はもとより、多岐にわたり、ますます高度化・専門化していく大学運営業務にも対応できる教員や事務職員の、従前とは異なる組織化の必要が提言されていた。「b. ②問題点」の（エ）

でも触れたように、法人機能の強化については一定の前進が図られてきたものの、教職員の役割や権限、さらには組織のあり方の見直しや強化については、部分的な手直し以上のものは得られていないのが現状である。この問題も本学にとっては将来的課題ではなく、むしろ火急の課題であるところでは位置づけておきたい。

「IV-3. 財政基盤の強化・安定」では授業料収入に頼る現在の体制からの脱皮、具体的には、事業収入の確保をさらに図ること、競争的外部研究資金の学内取り込みにさらに努めること、OB・OGからの寄付基金の充実をさらに図ること、などが提言されていた。これについては劇的な進展はないものの、地道着実な努力は続けられてきており、今後少しずつでも改善の実が上っていくことを期待したい。

最後に、「IV-4. 外部評価・学生評価」では第三者評価や学生授業評価が提言されていたが、これは既述のように両者ともすでに実現し、実行に移されているのである。ただ一方では、このような評価は、大学全体が、また個々の授業がそれぞれ広くおおよけに示している到達目標と相対的にのみなされるのであって、このような目標設定、及びその周知手続が、ますます改善されていく必要が生じよう。大学の理念・目的から個々授業のねらい（シラバス）に到るまで、単に評価機関や受講学生を越えての、その広い公開・周知ということでは、ごく具体的にはインターネットが果たす役割がますます重要になっていくであろうし、その運用も含めて、一般に「広報」ということがさらに意識的・効果的に行われていく必要があろう。現在、理事会のもとで活動を開始している「広報」プロジェクト・チームの検討結果のとりまとめを期待したい。他方、評価結果の利用ということも、まずは結果の情報公開ということから始めるべきということならば、インターネットの果たす役割が大きかろう。単に評価だけでなく、評価を挟んでの公開の大きな流れの構築まで視野に入れた場合、本学の評価体制は、まだ器だけで中身を欠いていると言わなければならないかもしれない。

こうして見てきて、「法政大学将来構想—エクセレンスの構築に向けて—」で展望され提唱されたものが数的にはかなり具体化されている、そうでなくても、具体化への途上にあると言い得よう。ただ残されている問題—とくに、世界に通用する研究水準達成の問題、他の模範となるような教育の質実現の問題—は緊急度が高いにもかかわらず、きわめて重い課題であり、大学一丸の努力によっても一朝一夕の解決はむずかしкаろう。そうではあるが、以下各論で詳説されていくように大学各所で様々に工夫と努力は続けられてきている。そのような現在の努力、そして 120 年余の伝統の力、それらに鑑みて、いささか乱暴ながら、本学が現在においても将来においても、「大事を小事のように、また小事を大事のように」して乗り越え、さらに前進していくことは疑い得ないと申しのべて展望を終えたい。

法政大学略年譜

- 1880 年
（明治 13）東京法学社（講法局・代言局）設立。
- 1881 年
（明治 14）東京法学社の講法局を独立させ、東京法学校となる。
- 1886 年
（明治 19）日仏協会の前身である仏学会によって東京仏学校設立。
- 1889 年
（明治 22）東京法学校と東京仏学校とが合併して、和仏法律学校と改称。
- 1903 年
（明治 36）専門学校令により財団法人和仏法律学校法政大学と名称を改め、予科、大学部、専門部、高等研究科を設置。
- 1920 年
（大正 9）大学令により初めて私立大学の設置が許可され、財団法人法政大学となる。法学部、経済学部を設置。
- 1922 年
（大正 11）法学部に文学科、哲学科を新設して法文学部となる
- 1944 年
（昭和 19）工学部の前身、法政大学航空工業専門学校設立。
- 1947 年
（昭和 22）法文学部が法学部、文学部に改編され、経済学部 と合わせて 3 学部となる。同年 7 月に通信教育部を設置。
- 1949 年
（昭和 24）学校教育法により新制大学として発足。
- 1950 年
（昭和 25）工学部を設置。
- 1951 年
（昭和 26）私立学校法により学校法人法政大学となる。新制大学院（人文科学研究科・社会科学研究科）を設置。
- 1952 年
（昭和 27）社会学部を設置。
- 1959 年
（昭和 34）経営学部を設置。
- 1965 年
（昭和 40）大学院工学研究科を設置。
- 1992 年
（平成 4）大学院社会科学研究科経済学専攻の昼夜開講を実施するとともに、経営学専攻を設置し昼夜開講を実施。
- 1999 年
（平成 11）国際文化学部、人間環境学部を設置。
- 2000 年
（平成 12）現代福祉学部、情報科学部を設置。
- 2002 年
（平成 14）大学院人間社会研究科、情報科学研究科を設置。
- 2003 年
（平成 15）キャリアデザイン学部を設置。国際日本学インスティテュートを開設。
- 2004 年
（平成 16）大学院社会科学研究科 7 専攻を改組、経済学研究科、法学研究科、政治学研究科、社会学研究科、経営学研究科、政策科学研究科、環境マネジメント研究科の 7 研究科編成となる。大学院法務研究科（法科大学院）、大学院イノベーション・マネジメント研究科設置。
- 2005 年
（平成 17）スポーツ・サイエンス・インスティテュートを開設。大学院イノベーション・マネジメント研究科アカウンティング専攻（会計大学院）を設置。大学院システムデザイン研究科設置。

(2) 健全性, モラル

大学独自の理念や目的というのではなく、健全性・誠実性、および教職員等のモラルを確保するという、大学として社会的にいわば当然の目標達成に向けての本学の体制を紹介し、さらに、その体制に残された課題のいくつかに触れていく。

a. 現状の説明

大学としての健全性・誠実性、教職員等のモラルの確保は、大学が果たすべき社会的責任の重要な要素である。本学では、健全性・モラルを確保する方策として、綱領や規程の制定の他、学内の業務執行におけるチェック体制・評価体制を整備している。

①法政大学経営倫理綱領

本学では、建学の精神である自由と進歩の理念に則り、かつ、私立大学のもつ自主的教育研究機関としての社会的、公共的使命を達成するために、1990年度に「法政大学経営倫理綱領」を制定した。「法政大学経営倫理綱領」においては、本学の役員、評議員及び管理的地位にある者が遵守すべき大綱として、ア．大学が有する社会的使命や、公共的性格を十分に自覚し、法令及び学内諸規定並びに評議員会及び理事会の決議等を倫理性と良識をもって遵守し、大学のために善良な管理者として、忠実にその職務を遂行すること、イ．大学教職員並びにその他の大学関係者に、経営倫理綱領の趣旨を周知徹底させ、日常的に不正・不法等の発生の防止に努めるだけでなく、万一、その事実を知ったときは直ちに適切な措置を取るよう指導・監督すること、ウ．大学における経営・管理を適正に行うため、積極的に学内諸規定の整備・充実、人事制度の改革並びに公平・適正な人事の実施、財政の合理的運営並びに資金の効率的使用等に努めること、エ．大学の業務に関し、他から金銭その他の利益や供給等を受けないこと、また、大学教職員が大学の業務に関して、他から金銭その他の利益や供給等を受けることがないよう監督すること、オ．大学の業務に関し、職務上知り得た秘密の情報・資料を他に漏らさないこと、カ．大学の役員、評議員若しくはそれらの者の配偶者若しくは二親等内の親族又はそれらの者が代表権を有している法人と大学との間の取引契約は原則として行わないものとする等とを定めている。また、本学の教職員が遵守すべき大綱として、ア．大学が有する社会的使命と公共的性格を十分に自覚し、大学の決定並びに管理責任者の指示・命令に従い、学内諸規定・通達等を倫理性と良識をもって遵守し、誠実にその職務を遂行すること、イ．大学の業務に関し、他から金銭その他の利益や供給等を受けないこと、ウ．大学の業務に関し、職務上知り得た秘密の情報・資料を他に漏らさないこと、エ．大学の業務に関し、自己の職務権限を越えて業者等の第三者と接触し、若しくは取引行為等をしないこと、オ．日常的に不正、不法等の防止に努めるだけでなく、万一、その事実を知ったときは、直ちにそれを管理責任者に報告する等適切な措置を取ることを定めている。更に、学内者だけでなく、学識経験者等の学外者を構成員に含めた経営倫理委員会を必要に応じて設置できることとし、経営倫理綱領の運用に関して、理事長に対し諮問等を行う体制を整備している。なお、「法政大学経営倫理綱領」は、学内だけでなく取引業者を始めとする学外者にも広く開示し理解を求めている。

②契約規程

2005 年度に、本学が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する必要な事項を定めた「契約規程」を制定し、2006 年度から施行することとした。これは、多数かつ多岐に渡る学外諸機関・団体等との取引において、大学の役員、評議員、管理的地位にある者や教職員が遵守すべき内容だけでなく、個々の契約における事務手続の細部、特に、個人情報保護法の施行に合わせて機密情報の保持を契約書に規定することを明確にし、事務手続においても取引・契約の透明性・健全性の確保を徹底するものである。

なお、「契約規程」も「法政大学経営倫理綱領」と同様に、取引業者を初めとする学外者に広く開示することとしている。

③監査体制

1997 年度に、事務における業務の適正な執行を監督するため総長（理事長）直属の事務部局として監査室を設置した。監査室は、毎年度あらかじめ策定する監査計画に基づき事務部門の業務監査（内部監査）を実施し、総長（理事長）に監査結果を報告している。内部監査を通して総長（理事長）による事務組織の内部統制を補佐している。更に、2005 年度からの改正私立学校法施行に伴い、監事監査規程を定め監事の職務内容を明確にし、業務のチェック体制を整備した。監事は、年度当初に作成する監事監査計画に基づき、書面監査と実地監査（ヒアリング）により、毎年度全事務部局の部長以上の業務を監査する他、毎月 1 回開催される理事会に出席し、法人の業務を監査している。また、監査においては、事務部局の業務を監査する監査室、財務諸表の適正性を監査する公認会計士との監査範囲を明確にし、それぞれと連携を保ち必要な情報提供を受け、教学に関する事項も監査対象に含めた監事監査体制を整備し、健全性の確保を図っている。

④第三者評価委員会

2003 年度に、経営の合理性・健全性の維持向上に不可欠なガバナンスの充実度や研究・教育の質的改善・改革の持続的確保を図るため、第三者評価委員会を設置した。第三者評価委員会の構成は、学外者 8 名から成り、総長の諮問に基づき、本学の理念、将来構想に照らし、本学における法人業務活動だけでなく教育・研究活動を評価し、必要な提言を行うことを役割としている。2004 年度には、第三者評価委員会からの中間報告書が総長に提出され、ア．総長・理事の選出方法の見直し、イ．職員の育成システムの見直し、ウ．教育・研究面におけるガバナンスの確立・強化、エ．学内年金制度の改革、オ．教学に関する諸課題（学生満足度向上策、外部資金獲得、教育・研究の目標設定）の対策の検討の 5 つの提言がなされた。第三者評価委員会における学外委員の評価を通して健全性を確保すると同時に、受験生・父母を始めとする全ての利害関係者（ステークホルダー）に対し、大学の経営方針と教育・研究・社会貢献に対する大学の説明責任を果たすことを図っている。

⑤環境問題への取り組み

1998年度に、全学を挙げて地球環境保全活動を推進するために「学校法人法政大学環境憲章」を制定した。「グリーン・ユニバーシティを目指して」という理念に基づき、また、環境憲章で定

める5つの行動指針（ア．地球環境問題についての教育研究及び啓発活動を積極的に展開すること，イ．省資源・省エネルギーに努めること，ウ．廃棄物の減量化・再資源化に努めること，エ．自然環境の保護に努めること，オ．環境マネジメント・システムを構築し，継続的改善に努めること）に則り，教育研究を始めとするあらゆる活動を通じ，地球環境との調和・共存と人間的豊かさの達成を目指し，環境保全活動を推進している。1999年度には，総合大学としては日本で初めて「ISO14001」（環境マネジメントの国際規格）の認証を92年館（大学院棟）で取得し，2001年度には登録サイトを市ヶ谷キャンパス全体に，2004年度は多摩キャンパスに拡大した。これに伴い，毎年度，JISQ14001（ISO14001）の規格が要求する事項との適合性をチェックするため監査室が中心となり環境監査を実施している。これらの活動を通して環境保全における健全性の確保やモラル向上を図っている。

⑥個人情報保護等

1991年度に，個人情報の収集，利用，保存を適正に取り扱うことを目的に「個人情報保護規程」を定め，個人情報の保護の徹底に努めている。2005年度には，「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い，個人情報保護対策における組織的安全管理措置の一環として，本学の個人情報保護への取り組みの方針として「法政大学プライバシーポリシー」，学内教職員による個人情報の取扱いにおける具体的な指針として「個人情報の取扱いガイドライン」を定め，個人情報保護の徹底を図っている。

その他，職員のモラル確保については，就業規則において職場における秩序維持や勤務中の心得等の服務規律が規定化されており，また，セクシュアル・ハラスメントについても，「セクシュアル・ハラスメント防止・救済規程」を定め，全学的な防止の体制を整備している。セクシュアル・ハラスメントの詳細については，後述（11-1 ハラスメント防止への取り組み）のとおりである。

b. 点検・評価，長所と問題点

大学における業務は，経営倫理綱領に則り適切に執行されている。2006年度からは契約規程に基づき全学的に統一された契約処理が行われるため，事務手続においても契約書のチェック体制や機密情報の保護が徹底されることになる。学外者との取引において，より一層，大学関係者の健全性やモラルの維持が可能となる。

学内の業務執行におけるチェック体制・評価体制については，監査室による事務業務のチェック，第三者評価委員会による学外者による評価，監事による法人全体の業務・監査の各々の連携が保たれ，適切かつ幅広いチェック・評価が実施されている。環境問題への取り組みにおいても，総合大学としては日本で初めて「ISO14001」の認証を取得し，早期から，また，継続的にチェックが実施されている。

他方，教員の服務規律に関する明確な規程がなく，状況に応じて職員の就業規則を準用しているため，早急に規程を制定する必要がある。

c. 将来の改善・改革に向けての方策

第三者評価委員会による総長への答申は、学外者の目から見た大学評価であり、大学の更なる内部改革に結び付けていくよう検討している。今後、第三者評価委員会からの最終答申を待って具体的に実施する。環境面においては、「ISO14001」の登録サイトが、市ヶ谷・多摩キャンパスのみであり、小金井キャンパスと各付属校は対象外となっている。サイト拡大については、今後、学部・学科改組、小金井キャンパスの再開発、付属中高の移転の進捗状況を考慮して検討する予定である。

教員の服務規律に関する規程については、教員の雇用保険加入と同時に、就業規則を制定することになっている。